

規程及び実施要領の改定について

◆ 都道府県建設業協会が実施する事業に対する一般助成金規程案(令和7年4月1日施行)

(1) 助成基準と助成上限額について、会員加入率の区分 95%以上を 1,200 万円に、90%以上を 1,100 万円に、85%以上を 1,000 万円に改め、令和8年6月支払分から実施します。

◆ 現行

| 掛金収納額区分 | 会員加入率区分 | 一般助成金額 |
|-------------|---------|------------|
| ① 1.8 億円以上 | ① 95%以上 | 15,000,000 |
| ② 1.65 億円以上 | | 14,000,000 |
| ③ 1.5 億円以上 | ② 90%以上 | 13,000,000 |
| ④ 1.35 億円以上 | | 12,000,000 |
| ⑤ 1.2 億円以上 | ③ 85%以上 | 11,000,000 |
| ⑥ 1.1 億円以上 | | 10,000,000 |
| ⑦ 1.0 億円以上 | ④ 80%以上 | 9,000,000 |
| ⑧ 0.85 億円以上 | ⑤ 75%以上 | 8,000,000 |
| ⑨ 0.7 億円以上 | ⑥ 70%以上 | 7,000,000 |
| | ⑦ 65%以上 | 6,000,000 |
| ⑩ 0.6 億円以上 | ⑧ 60%以上 | 5,000,000 |
| | ⑨ 55%以上 | 4,500,000 |
| ⑪ 0.5 億円以上 | ⑩ 50%以上 | 4,000,000 |
| | ⑪ 45%以上 | 3,500,000 |
| ⑫ 0.4 億円以上 | ⑫ 40%以上 | 3,000,000 |
| ⑬ 0.35 億円以上 | ⑬ 35%以上 | 2,000,000 |
| ⑭ 0.3 億円以上 | ⑭ 30%以上 | 1,000,000 |
| ⑮ 0.15 億円以上 | | 500,000 |
| ⑯ 0.08 億円以上 | | 300,000 |

※掛金収納額区分と会員加入率区分のいずれが有利な区分の一般助成金額を適用します。

◆ 一般助成金の見直し(案)

| 掛金収納額区分 | 会員加入率区分 | 一般助成金額 |
|-------------|---------|------------|
| ① 1.8 億円以上 | | 15,000,000 |
| ② 1.65 億円以上 | | 14,000,000 |
| ③ 1.5 億円以上 | | 13,000,000 |
| ④ 1.35 億円以上 | ① 95%以上 | 12,000,000 |
| ⑤ 1.2 億円以上 | ② 90%以上 | 11,000,000 |
| ⑥ 1.1 億円以上 | ③ 85%以上 | 10,000,000 |
| ⑦ 1.0 億円以上 | ④ 80%以上 | 9,000,000 |
| ⑧ 0.85 億円以上 | ⑤ 75%以上 | 8,000,000 |
| ⑨ 0.7 億円以上 | ⑥ 70%以上 | 7,000,000 |
| | ⑦ 65%以上 | 6,000,000 |
| ⑩ 0.6 億円以上 | ⑧ 60%以上 | 5,000,000 |
| | ⑨ 55%以上 | 4,500,000 |
| ⑪ 0.5 億円以上 | ⑩ 50%以上 | 4,000,000 |
| | ⑪ 45%以上 | 3,500,000 |
| ⑫ 0.4 億円以上 | ⑫ 40%以上 | 3,000,000 |
| ⑬ 0.35 億円以上 | ⑬ 35%以上 | 2,000,000 |
| ⑭ 0.3 億円以上 | ⑭ 30%以上 | 1,000,000 |
| ⑮ 0.15 億円以上 | | 500,000 |
| ⑯ 0.08 億円以上 | | 300,000 |

※掛金収納額区分と会員加入率区分のいずれが有利な区分の一般助成金額を適用します。

(改正理由) 会員加入率に偏重していた傾向を改め、会員加入率 80%以上の協会に適用される会員加入率 85%、90%、95%のランクの増額 200 万円を他のランクと同様に 100 万円に圧縮して、掛金収納額をはるかに上回って一般助成金が支給される(例えば掛金収納額区分 ⑪ = 400 万円 < 会員加入率区分 ② = 1,300 万円) といった不均衡を是正するものです。

(2) 当年1月から12月までの協会の掛金収納額に会員の占める割合が当年の全国平均を下回る協会において、一般助成金額が標準額(会員の掛金収納額×0.1×1.5)(1万円以下は切り上げる。)を上回る場合には、一般助成金額と標準額の合計の1/2を調整一般助成金(令和7年度から令和9年度までの当面の間10万円以下は切り上げる。)として、一般助成金額を超えない範囲で支払うこととし、令和8年6月支払分から実施します。

(改正理由) 会員で構成される協会の諸活動を一般助成は支援するものであり、その趣旨に照らすと、掛金収納額に会員の占める割合の全国平均(67.8%)を超える水準で会員外の掛金収納額に多くを依存するのは好ましくないため、当該協会のその割合が全国平均を下回る場合、全国平均の会員と会員外の掛金収納額の比率は2:1であるので、これを標準にして依存するのは当該協会の会員の掛金収納額の1.5倍(注)までとし、当該協会の一般助成金の標準額(会員の掛金収納額×0.1×1.5)を一般助成金額が上回る場合は、過度に会員外に依存しているとみなして、激変緩和措置を講じて調整一般助成金を支払うこととするものです。前年の1月から12月までの掛金収納額の実績に基づき令和8年6月支払分より適用されます。

(注) 全国平均をモデルにして一般助成金の標準額を求めて調整一般助成金を算出したA協会の事例

| 全 国 | 掛金収納額の割合 | | 標 準 | | A 協会 | 掛金収納額とその割合 | |
|-----|--------------|--|-----|-----|------|------------|-------|
| 会員外 | 32.2% | | 1 | 0.5 | 会員外 | 6,876.4万円 | 除外 |
| 会 員 | <u>67.8%</u> | | 2 | 1 | | | 11.2% |
| | | | | | 会 員 | 1,990.5万円 | 22.4% |

} 1.5倍まで

※ $1/0.678=1.475 \approx 1.5$ 倍 (モデルの掛金収納額は会員の掛金収納額の 1.5倍)

- ① 標準額は会員の掛金収納額 (1万円以下を切り上げて2,000万円) $\times 10\% \times 1.5 = 300$ 万円
 - ② 一般助成金区分基準による一般助成金は800万円
 - ③ 調整一般助成金は $(800万円 + 300万円) / 2 = 550$ 万円 \rightarrow 600万円 (10万円以下を切り上げる)
- (3) 会員加入率が90%以上の支部に対する助成金については、当該支部の手数料対象額 (当年1月から12月までの掛金収納額の10%) が当該支部の一般助成金額を下回っている場合、一般助成金額から5万円を控除した額を支払うものとし、令和8年6月支払分から実施します。ただし、当該支部に特段の事情があると共済団が認めるときは、所定の一般助成金額を支払うものとします。

(改正理由) 支部の一般助成金も掛金収納額の10%を財源として賄われていますが、負担と助成の不均衡 (例えば5社で構成される支部の負担額3.6万円と40万円の助成) を是正するため、掛金収納額の10%が一般助成金 (40~50万円) を下回る支部については、所定の一般助成金額から5万円を控除した一般助成金を支払うことといたします。令和7年1月から12月までの掛金収納額の実績に基づき令和8年6月支払分より改正を行います。

ちなみに、令和5年1月から12月までの掛金収納額であてはめてみますと、助成対象116支部中50支部が該当しますが、少数の会員の支部が必ずしも減額対象になるとは限らず、6社や8社で構成する支部で掛金収納額がそれぞれ611万円、923万円である事例もあります。

制度全体の見直しをする以上やむにやまれぬ改正を行うことになりましたが、地域を懸命に守っていただいている支部の活動に十分留意してまいります。

- (4) 特別助成 (教育訓練施設に対するものを含む) を受ける支部に対する当該年度の一般助成は行いません。ただし、当該年度の前年度に一般助成の対象となっている支部が交付申請を行う場合は、この限りではありません。

(改正理由) 特別助成を受ける支部が新たに一般助成を受ける場合は、特別助成を受けた年度の翌年度から要件を満たしていれば一般助成を行うことといたします。これは特別助成を受けた後に契約落ちして翌年度には一般助成の要件である会員加入率90%を下回る支部も散見されるため、その推移を見極めることとするものです。

(5) 担い手確保・育成広報モデルを担い手確保・育成情報発信活動に改め、助成金 30 万円を 10 万円とします。なお、広報活動支援枠については 20 万円拡大します。

(改正理由) 担い手確保育成広報モデルを実施する協会は現在 16 協会あり、一般助成金に 30 万円別建てで上乗せしていますが、これを担い手確保育成情報発信活動に改め、他の別建ての上乗せ 10 万円と同額とし、広報を行うその性格上活動が重複することから、保険事業のタイアップ広告の活動支援枠を 20 万円拡充して相互に持ち合うこととし、令和 7 年 6 月支払分から実施いたします。

(6) 令和 4 年 12 月末日を基準として、会員加入率が 40%未滿の協会（注 1）傘下の支部（実質的に支部のない協会（注 2）は、県庁がある政令指定都市に所在する会員の総数を一支部の会員数とみなす）、並びに会員加入率が 40%未滿で会員数が概ね 50 以上の支部（注 3）にあつては、会員加入率が 30%増加し、かつ、会員加入率が 50%以上に達した場合には、協会に対する一般助成金として 30 万円を追加枠として助成します。

（注 1）北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、福岡の 14 都道府県が対象となっています。

（注 2）支部を持たない協会として、この場合、愛知と広島を想定しています。

（注 3）仙台、宇都宮、新潟、金沢、武生、長野、伊那、飯田、大津、湖南、東近江、甲賀（49）、京都、奈良、五條、浜田、大分、中津の 18 支部を想定しています。

(改正理由) 令和 4 年 12 月末日現在で会員加入率 40%未滿の 14 協会傘下の支部については、令和 6 年度から会員加入率を 30%以上高めて会員加入率が 50%以上に達した場合、要件を維持する限り継続して 30 万円を一般助成することとしています。支部のない愛知と広島については、名古屋市 85 社と広島市 51 社の会員を支部の会員とみなし、令和 7 年度から同様に取扱うことといたします。また、同じく令和 4 年 12 月末日現在で会員加入率 40%未滿で会員数概ね 50 以上の仙台等 18 支部についても、上記に準じて助成対象に追加いたします。

◆ 特別助成事業実施要領案・教育訓練施設等の新設又は改修等の事業に対する助成実施要領案 (令和 7 年 4 月 1 日施行)

建設会館その他の施設（教育訓練施設等を含む）の新設及び改修等の事業における会員加入率の基準について、50%以上で協会役員の加入条件を満たしている場合の特例を削除します。

ただし、経過措置として事業開始年度が令和 9 年度までの間に計画中の事業については、従前の例によることとします。

(改定理由) 令和 4 年度に特別助成等の新たな枠組みを設定する際の激変緩和措置としていた特例要件は、所期の役割を果たしたため、計画中の事業は経過措置で救済することとして廃止するものです。